

剽窃チェックサービス使用等に係る運用方針について

平成 27 年 11 月 12 日

研究活動不正防止推進室

改正 令和 5 年 7 月 12 日

改正 令和 6 年 7 月 23 日

1. 主旨

本学における論文等の剽窃チェックサービス（オンラインにより投稿前の論文などを Web 上で公開されている情報と比較して「類似度」を判定し、独自性や引用に関する表記のれ、意図しない自己剽窃などをチェックするもの。以下「サービス」という。）の使用にあたって必要となる事項について以下のとおり定めるものである。

2. 使用者の範囲

サービスの使用者（以下「使用者」という）は、本学の常勤教員及び大学院生とする。

3. 使用目的等

大学院生の学位論文作成及び指導の一環としての使用を主目的とするほか、研究活動不正行為防止に関することに使用するものとする。

4. 使用にあたっての留意点

サービス使用によって得られた類似度判定結果は、使用者の業務を補助するための参考情報として取り扱うものとし、剽窃か否かの判断は、論文を精査、確認することによりなされるものであることに留意すること。

5. ライセンス数の付与等の取り扱い

ライセンスは 2. 項に定める使用者の範囲の中で付与する。ただし、使用者数が本学が保有するライセンス数の上限に近づいた場合、使用希望の制限をする場合がある。

6. サービスの管理者

サービス使用等に係るユーザ登録等その他サービスの円滑な管理運営のため、産学官連携・ダイバーシティ推進課に管理者を置く。

7. 使用者登録等

- (1) サービスの使用を希望する者は、**Microsoft Forms** から管理者へ申し込みを行う。
- (2) 管理者は、申し込みを受領した後、サービスを使用するための ID、初期パスワード、ログイン画面の URL、その他必要事項を当該申込者に通知する。
- (3) 使用者登録の削除、または登録内容に変更が生じた場合の手続きは、上記（1）に準じて

Microsoft Forms から管理者へ申し込みを行う。

8. その他

この運用方針に定めるもののほか、剽窃チェックサービスの使用に関し、これを定める必要がある場合は、推進室で定める。

-- (以下、参考付記です) -----

○剽窃チェックサービス

「iThenticate」(アイセンティケイト)(米国 Turnitin 社)

※年間使用ライセンス：使用ユーザ数 1998 名
